

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部改正（第一条関係）

一 土地への立入り等の権限の拡充

1 主務大臣及び国の関係行政機関の長（以下「主務大臣等」という。）並びに主務大臣の確認を受けた防除に関する事務を所掌する地方公共団体の長は、特定外来生物の生息若しくは生育の状況又は特定外来生物による生態系等に係る被害の状況に関する情報その他特定外来生物の防除の必要性の判断又は当該防除の実施に必要な情報（当該地方公共団体の長にあっては、当該地方公共団体が主務大臣の確認を受けた防除の実施に必要な情報に限る。）を収集するための調査に必要な限度において、その職員又はその委任した者に、他人の土地等に立ち入り、調査を行わせることができるものとすること。

（第十三条第一項及び第十八条第四項関係）

2 1の調査をさせる場合における当該調査を行う土地等の占有者等の意見聴取規定を整備するとともに、当該調査による損失を補償の対象とすること。

（第十三条第三項、第十四条第一項及び第十八条第四項関係）

## 二 輸入品の検査等の権限の強化

1 主務大臣が行う、特定外来生物又は未判定外来生物が付着し、又は混入しているおそれがある輸入品又はその容器包装（以下「輸入品等」という。）の検査等において、当該検査等の対象となる輸入品を関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定による輸入の許可を受ける前のものに限るとともに、当該輸入品等の所在する施設を立入りの対象に追加し、当該輸入品等の所在する土地又は施設を当該検査の対象に追加することとする事。 （第二十四条の二第一項関係）

2 主務大臣が行う輸入品等の消毒若しくは廃棄又はこれを所有し、若しくは管理する者に対する当該輸入品等の消毒若しくは廃棄命令について、1により輸入品等の検査の対象に追加された土地又は施設を対象に追加するとともに、当該検査に相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査の結果、特定外来生物又は未判定外来生物が存在し、付着し、又は混入しているときにおいて、当該土地若しくは当該施設を消毒し、若しくは当該施設を廃棄し、又は当該土地若しくは当該施設を所有し、若しくは管理する者に対して当該土地若しくは当該施設を消毒し、若しくは当該施設を廃棄すべきことを命ずることができるとすること。 （第二十四条の二第二項関係）

第二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部改正（第二条関係）

一 特定外来生物の防除

1 防除の原則

特定外来生物の防除を行う者は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護管理法」という。）その他の法令の規定を遵守するとともに、住民の安全及び生物の多様性の確保のため適切な方法により防除を行わなければならないものとする。

（第十条の二関係）

2 主務大臣等による防除

（一） 主務大臣等は、次の(1)から(4)までの場合において、防除を行うものとする。

（第十一条第一項関係）

(1) 我が国における定着が確認されていない特定外来生物による生態系等に係る被害の発生を防止する必要があるとき。

(2) 我が国における分布が局地的である特定外来生物のまん延を防止する必要があるとき。

(3) 生物の多様性の確保上重要と認められる地域における特定外来生物による生態系に係る被害の発生を防止する必要があるとき。

(4) (1)から(3)までの場合のほか、主務大臣等が特定外来生物による生態系等に係る被害の発生又は特定外来生物のまん延を防止するため特に必要があると認めるとき。

(二) 主務大臣等が(一)の防除を行うときに定め、公示しなければならない事項に、(一)の防除の一部を地方公共団体が行う場合における当該地方公共団体の名称を追加するものとともに、主務大臣等が当該事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の同意を得なければならないものとする。

(第十一条第二項第四号及び同条第三項関係)

(三) 主務大臣等(二)の地方公共団体を含む。)が行う(一)の防除、都道府県(3の(二)の(2)の市町村(特別区を含む。以下同じ。)を含む。)が行う3の(一)の防除、市町村が行う3の(五)の確認を受けた防除並びに国及び地方公共団体以外の者が行う4の(一)の認定を受けた防除に係る特定外来生物の捕獲等については、鳥獣保護管理法第三章(第十五条を除く。)、第四章(第三十五条、第三十六条及

び第三十八条を除く。)及び第五章の規定は適用しないものとし、同法第十五条、第三十五条、第三十六条及び第三十八条の規定は、特定外来生物の種類ごとに当該捕獲等を行う区域の状況その他の事情を勘案して適正な方法により防除を行うことができるものと認められる場合として主務大臣が定める場合を除き、適用するものとする。

(第十二条、第十七条の二第五項、第十七条の四第四項及び第十八条第四項関係)

(四) (二)の地方公共団体の長は、当該地方公共団体が行う(一)の防除に関するものに限り、第一の一の1の調査を行わせることができるものとする。

(第十三条第一項関係)

(五) (二)の地方公共団体の長は、(一)の防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地等に立ち入り、特定外来生物の捕獲等をさせ、又は当該特定外来生物の捕獲等の支障となる立木竹の伐採をさせることができるものとする。

(第十三条第二項関係)

### 3 地方公共団体による防除

(一) 都道府県は、次の(1)及び(2)の場合において、単独で又は共同して、防除を行うものとする。

(第十七条の二第一項関係)

(1) 我が国における定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該特定外来生物による生態系等に係る被害の状況その他の事情を勘案して特定外来生物の防除を行う必要があると認めるとき。

(2) (1)の場合のほか、特定外来生物による生態系等に係る被害の発生を防止するため必要があると認めるとき。

(二) 都道府県は、(一)の防除をするには、単独で又は共同して、次の(1)から(3)までの事項を定め、これを公示するとともに、主務大臣に通知しなければならないものとする。

(第十七条の二第二項関係)

(1) 防除の対象となる特定外来生物の種類、防除を行う区域及び期間並びに当該特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容

(2) (一)の防除の一部を当該都道府県の区域内の市町村が行うときは、当該市町村の名称

(3) (1)及び(2)のほか、主務省令で定める事項

(三) 都道府県は、(二)の(2)の事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村の同意を得なければ

ばならないものとする。

(第十七条の二第三項関係)

- (四) 都道府県知事(二)の(2)の市町村の長を含む。(八)において同じ。)は、特定外来生物の生息若しくは生育の状況又は特定外来生物による生態系等に係る被害の状況に関する情報その他特定外来生物の防除の必要性の判断又は当該防除の実施に必要な情報(二)の(2)の市町村の長にあつては、当該市町村が行う(一)の防除に限る。)を収集するための調査に必要な限度において、その職員又はその委任した者に、他人の土地又は水面に立ち入り、調査を行わせることができるものとする。
- (第十七条の三第一項関係)

- (五) 市町村は、その行う特定外来生物の防除について、単独で又は共同して、防除の実施体制及び方法その他の防除の内容について主務省令で定める基準に適合している旨の主務大臣の確認を受けることができるものとする。
- (第十七条の四第一項関係)

- (六) 主務大臣は、(五)の確認をしようとするときは、その旨を当該確認に係る市町村を包括する都道府県の知事に通知しなければならないものとし、この場合において、当該都道府県知事は、主務省令で定める期間内に、(五)の確認に関し、主務大臣に対し、意見を述べることができるとするこ

と。

(第十七条の四第二項関係)

(七) 市町村の長は、特定外来生物の生息若しくは生育の状況又は特定外来生物による生態系等に係る被害の状況に関する情報その他特定外来生物の防除の必要性の判断又は(五)の確認を受けた防除の実施に必要な情報収集するための調査に必要な限度において、その職員又はその委任した者に、他人の土地等に立ち入り、調査を行わせることができるものとする。

(第十七条の五第一項関係)

(八) 都道府県知事は(一)の防除に必要な限度において、市町村の長は(五)の確認を受けた防除に必要な限度において、その職員に、2の(五)の行為をさせることができるものとする。

(第十七条の三第二項及び第十七条の五第二項関係)

#### 4 国及び地方公共団体以外の者による防除

(一) 国及び地方公共団体以外の者は、その行う特定外来生物の防除について、3の(五)の主務省令で定める基準に適合している旨の主務大臣の認定を受けることができるものとする。

(第十八条第一項関係)



(二) 主務大臣は、(一)の認定をしようとするときは、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならないものとし、この場合において、当該都道府県知事は、主務省令で定める期間内に、(一)の認定に  
関し、主務大臣に対し、意見を述べることができるものとする。 (第十八条第二項関係)

## 二 要緊急対処特定外来生物への対策の強化

1 この法律において「要緊急対処特定外来生物」とは、特定外来生物のうち、まん延した場合には著しく重大な生態系等に係る被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、当該特定外来生物又はその疑いのある生物を発見した場合において検査、防除その他当該特定外来生物の拡散を防止するための措置を緊急に行う必要があるものとして政令で定めるものをいうこととする。  
こと。 (第二条第三項関係)

2 主務大臣は、輸入品等の検査の対象となる輸入品等又は施設（移動施設に限る。）に要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が存在し、付着し、又は混入しているときは、当該輸入品等又は当該施設を所有し、又は管理する者に対し、当該輸入品等又は当該施設の移動を制限し、又は禁止することを命ずることができるものとする。 (第二十四条の二第二項関係)

3 主務大臣は、要緊急対処特定外来生物が物品若しくはその容器包装（以下「物品等」という。）又は土地若しくは施設に存在し、付着し、又は混入している蓋然性が高いと認めるときは、その確認のために必要と認められる限度において、その職員に当該土地又は当該施設に立ち入り、当該物品等、当該土地若しくは当該施設を調査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小量に限り、当該物品等は無償で集取させることができるものとする。 （第二十四条の五第一項関係）

4 主務大臣は、3の検査の対象となる物品等又は施設（移動施設に限る。）に要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が存在し、付着し、又は混入しているときは、当該物品等又は当該施設を所有し、又は管理する者に対し、当該物品等又は当該施設の移動を制限し、又は禁止することを命ずることができるとすること。 （第二十四条の五第二項関係）

5 3の検査又はこれに相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査の結果、物品等、土地又は施設に要緊急対処特定外来生物が存在し、付着し、又は混入しているときは、主務大臣は、当該物品等、当該土地若しくは当該施設を消毒し、若しくは当該物品等若しくは当該施設を廃棄し、又は当該物品等、当該土地若しくは当該施設を所有し、若しくは管理する者に対して当該物品等、当該土

地若しくは当該施設を消毒し、若しくは当該物品等若しくは当該施設を廃棄すべきことを命ずることが出来るものとする。

(第二十四条の五第三項関係)

6 主務大臣は、要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害の発生を防止するために必要があると認めるときは、当該要緊急対処特定外来生物が存在し、付着し、又は混入しているおそれのある物品等、土地又は施設を所有する者若しくは管理する者又は当該物品等の経由地において当該物品等を扱った事業者に対し、当該物品等、土地又は施設に存在し、付着し、又は混入している要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物に関する事項その他必要な事項について報告を求めることができるものとする。

(第二十四条の六関係)

7 主務大臣及び国土交通大臣は、次の(一)から(三)までの者(以下「対象事業者」という。)が要緊急対処特定外来生物が付着し、又は混入するおそれがある物品の輸入、輸送又は保管(以下「物品の輸入等」という。)に伴う要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するためにとるべき措置に関する指針(以下「対処指針」という。)を定めるものとする。

(第二十四条の七第一項関係)

- (一) 当該物品が輸入された港又は飛行場を所有し、又は管理する事業者
  - (二) 当該物品等を所有し、又は管理する事業者
  - (三) 当該物品等の経由地又は到達地である土地又は施設を所有し、又は管理する事業者
- 8 対処指針においては、次の(一)から(三)までの事項を定めるものとする。

(第二十四条の七第二項関係)

- (一) 要緊急対処特定外来生物の迅速な発見及び発見した場合の拡散の防止のための取組に関する事項  
(二を除く。)
- (二) 要緊急対処特定外来生物が付着し、又は混入するおそれがある物品等を所有し、又は管理する事業者（当該物品等の輸送又は保管の委託を受けた事業者を除く。）がとるべき措置に関する事項
- (三) その他要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するためにとるべき措置に関する事項

- 9 主務大臣及び国土交通大臣は、対処指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、8の(二)に係る部分については経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

のとする事。

(第二十四条の七第三項関係)

10 主務大臣及び国土交通大臣は、対処指針に定める事項について、対象事業者に対し、報告を求め、又は指導、助言、勧告若しくは命令をすることができるものとする事。

(第二十四条の七第五項から第七項まで関係)

### 三 特定外来生物に係る規制の適用除外規定の整備

新たに特定外来生物となる外来生物について、我が国におけるその生息又は生育の状況、飼養等の状況その他の状況に鑑み、特定外来生物の飼養等、輸入、譲渡し等及び放出等の禁止に係る規定を適用することによりかえって当該特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に支障を及ぼすおそれがあることと認められるときは、当該特定外来生物については、当分の間、これらの規定の全部又は一部を、政令で、当該規定ごとにその種類を指定して、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要な条件を付して適用しないこととすることができるものとする事。

(原始附則第五条第一項関係)

## 四 その他

### 1 国の責務

(第二条の二関係)

(一) 国は、外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとする。

(二) 国は、我が国における定着が確認されていない又は分布が局地的である特定外来生物のまん延の防止及び生物の多様性の確保上重要と認められる地域における特定外来生物による生態系に係る被害の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(三) 国は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため、地方公共団体の施策の支援及び事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）による活動の促進に必要な措置を講ずるものとする。

## 2 地方公共団体の責務

（第二条の三関係）

(一) 都道府県は、当該都道府県の区域における特定外来生物による生態系等に係る被害の発生の状況及び動向その他の実情を踏まえ、我が国における定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(二) 市町村は、当該市町村の区域における特定外来生物による生態系等に係る被害の発生の状況及び

動向その他の実情を踏まえ、都道府県の施策に準じて、我が国における定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 3 事業者及び国民の責務

(第二条の四関係)

(一) 事業者及び国民は、外来生物に関する知識と理解を深め、外来生物を適切に取り扱うよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する施策に協力するものとする。

(二) 物品の輸入、輸送又は保管を他人に請け負わせる者は、当該者から物品の輸入、輸送又は保管を請け負った事業者がこの法律及びこの法律に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう、必要な配慮をするものとする。

4 国、都道府県、市町村、事業者、民間団体その他の関係者は、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(第二条の五関係)

5 国は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する国際的な連携の確保その他の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(第二十七条の二関係)

6 国は、外来生物に関し、国民の知識と理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとともに、地方公共団体は、国の当該施策と相まって、外来生物に関する国民の知識と理解を深めるために必要な施策を推進するように努めるものとする。

(第二十八条関係)

7 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができるものとする。

(第二十八条の二関係)

8 第二の二の2から6まで及び10に違反した者に係る所要の罰則規定を置くこととする。

(第三十二条第五号、第三十三条第四号、第三十三条の二並びに第三十五条第一号及び第三号関係)

9 その他所要の規定の整備を行うこと。

### 第三 施行期日等



一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第一については、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めること。

(附則第二条及び第三条関係)

三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附則第四条関係)